

【重要】2026 年度 更新登録講習のご案内

～有効期限が切れている方も更新登録が可能です～

令和 8 年 1 0 月 5 日

（被通知人）
外国人雇用管理士
更新登録対象者 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、2026 年度「更新登録講習」の申込受付を開始いたしましたので、ご案内申し上げます。

本年度に更新時期を迎える方はもちろん、すでに「外国人雇用管理士証（登録証）」の有効期限が切れている方も、「更新登録講習」を受講・修了し、所定の更新手続きを行うことで、新たに 2 年間有効の「外国人雇用管理士証（登録証）」の交付を受けることができます。

【更新登録講習について】

外国人雇用管理士証の有効期間は 2 年間です。

現在も有効期限内の方は、更新登録により引き続き資格登録を継続していただけます。

また、すでに有効期限が切れている方も、更新登録講習を受講・修了することで、改めて「外国人雇用管理士」として資格登録していただけます。

■ 更新登録講習

受講料：19,800 円（非課税）

外国人雇用管理士証の有効期間：2 年間

更新登録講習は、初回登録講習と同じ講習内容を受講していただきます。

更新時の受講料は、初回登録講習 39,800 円（非課税）に対し 19,800 円（非課税）となり、半額以下の費用で、さらに 2 年間「外国人雇用管理士」として資格登録していただけます。

【2026 年度 更新登録講習 今後の流れ】

更新登録講習（WEB 受講）

受講対象者：「外国人雇用管理士証（登録証）」の更新対象となる方

※現在も有効期限内の方、及び、すでに有効期限が切れている方のいずれも対象となります。

申込締切：2026 年 10 月 27 日（当日消印有効）

受講期間：2026 年 11 月 1 日～11 月 20 日

【データ配信スケジュール】

受講用データは、2026 年 11 月 1 日 午前 10 時に受講生の E メール宛てに配信します。

※第 1 講義・第 2 講義・第 3 講義は「必須受講」です。11 月 20 日までに視聴してください。

第 1 講義（ビデオ講習：約 2 時間前後予定）【講師：山脇 康嗣 顧問】

- ・近時の外国人政策の厳格化と今後の見通し（最新情報を収録・編集中）
- ・受講テキスト（PDF・全 3 6 ページ）

第 2 講義（ビデオ講習：約 2 時間 11 分）【講師：山脇 康嗣 顧問】

- ・育成就労法及び令和 6 年改正入管法（特定技能制度関係等）について
- ・受講テキスト（PDF・全 5 4 ページ）

第 3 講義（ビデオ講習：約 1 時間 46 分）【講師：山脇 康嗣 顧問】

- ・裁判例から学ぶ入管法と労働法の交錯
- ・受講テキスト（PDF・全 4 0 ページ）

※いずれも配信メールに記載の URL にアクセスしてご視聴ください。

期間中は何度でも受講可能です。（※受講済み・受講完了のご連絡は不要です。）

【資格証交付】

2026 年 11 月 20 日付けで、新たに 2 年間有効の「外国人雇用管理士証（登録証）」を郵送にて交付いたします。

【外国人雇用管理士として資格登録されている方へ】

外国人雇用管理士とは、

最新の改正入管法の理解や、外国人採用・早期戦力化に必要な知識を、体系的に、日々習得できる資格です。そのため、優秀な外国人社員を獲得し、事業成長につなげることが可能になります。

ポイント

育成就労制度は、特定技能制度への「接続制度」であるとともに、外国人材のキャリア形成を支援する「成長支援制度」です。外国人雇用管理士は、外国人材・受入企業・支援機関・地域社会をつなぐコーデ

ィネーターとして重要な役割を担います。

試験合格後、当法人に「外国人雇用管理士」として登録された方は、毎月発行されるニュースレターを通じて、日々更新される入管法・在留資格制度に対応した「最新情報」を「通年継続的に学ぶ」ことができます。

毎月のニュースレターによる継続学習（無料学習）は、入管法や外国人雇用実務の最新動向を常にアップデートできる唯一の仕組みであり、他の外国人雇用関連の資格制度には無い、当資格最大の特徴です。

以下のような、『外国人雇用の現場で必要となる実践的な知識』を身につけることができます。（一例）

- 外国人を採用・募集する際に、企業が確認しておくべきポイント
- 採用面接で確認すべき事項と、採用してはいけないケースの見極め方
- 在留カードの正しい確認方法・偽造カードの見分け方
- 「この外国人は雇用できるのか？」在留資格と就労可否の判断ポイント
- 不法就労を防ぐために企業が行うべき確認と、違反した場合の罰則・企業リスク
- 就労ビザの申請・変更・更新では、何が審査されるのか
- 特定技能外国人を雇用する際に企業が知っておくべき制度と実務
- 育成就労制度の仕組みと、企業に求められる受入れ・育成・キャリア形成
- 外国人材を早期に戦力化し、職場定着につなげるための雇用管理
- 外国人労働者とのトラブルを未然に防ぐための労務管理と社内体制づくり
- 永住許可の要件・審査のポイントと、企業側が知っておきたい注意点
- 永住者であっても在留資格が取り消されるケースと、その判断ポイント
- 外国人雇用に関する法改正・制度変更を、実務でどう対応すべきか など

資格取得後も、ニュースレターを通じて、実例や法改正を含む最新情報を定期的に提供しています。さらに、外国人雇用管理士の知識は、企業の人事・総務担当者だけでなく、

- ・これから外国人の採用・受入れを検討している経営者・担当者
- ・外国人を雇用する企業の経営者・管理職
- ・外国人スタッフの指導・マネジメントを行う現場責任者
- ・採用・人材育成・労務管理に携わる方
- ・人材紹介・人材派遣など、人材ビジネスに携わる方
- ・登録支援機関など、外国人材の受入れ・支援に携わる方
- ・外国人雇用に関する相談・アドバイスをを行う士業・専門家

など、外国人雇用に関わる幅広い職種・業界で活用されています。

【申込書類について】

提出書類：

1. 『外国人雇用管理士登録講習・更新講習 受講申込書』
2. 証明写真 2 枚（縦 3cm×横 2.4cm、6 か月以内撮影、カラー証明写真）
3. 現在お持ちの「外国人雇用管理士証」の写し（コピー）
4. 本人確認書類（下記①～⑤のいずれか 1 点）

本人確認書類（いずれか 1 点）

- ① 自動車運転免許証（表・裏面のコピー）
- ② 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの：表・裏面のコピー）
- ③ 健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証（表・裏面のコピー）
- ④ 在留カード（表・裏面のコピー）、
- ⑤ 住民票（発行から 3 か月以内、コピー不可。本籍と続柄が省略された本人のみ記載のもの）

【更新登録講習 受講料】

* 受講料 19,800 円（非課税）

* 振込手数料は受講者様負担となります。専用の振込用紙はありません。

金融機関	みずほ銀行 目黒支店 [店番号 1 9 4]
口座番号	[普通] 3 0 2 8 6 2 8
口座名称	シャ) トウキョウトガイコクジンシュウロウニンテイキコウ

（登録講習受講料、外国人雇用管理士証（登録証）交付手数料を含みます。）

領収書の発行につきまして

当機構は、適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）ではないため、適格請求書（インボイス）の発行は行っておりません。

外国人雇用管理士認定試験の受験料および登録講習受講料は、消費税法上の非課税取引となります。

なお、ご希望の方には、一般社団法人東京都外国人就労認定機構名義の『領収書を発行』いたします。

【外国人雇用管理士® 更新登録講習 受講申込書の提出】

申込締切日（2026 年 10 月 27 日付け消印有効）までに、

「特定記録郵便」または「レターパックライト」（*レターパックプラス不可）で発送してください。

【受講申込書類 提出先】

〒153-0064
東京都目黒区下目黒 3 - 1 0 - 2 9
（一社）東京都外国人就労認定機構
事務局・登録講習係 宛

* 受講申込書類は、会場や事務局等への持参によるご提出は受け付けておりません。

登録証をお持ちの有資格者の方は、毎月発行している最新のニュースレターをご覧ください。

参考として、以下より「2026 年 10 月号ニュースレター」をご確認ください。

【外国人雇用管理士】有資格者ニュースレター | 2026 年 10 月号（入管法関連）

https://togairou.or.jp/elfw8/ELFW87-IML_News202610_Su9I3Gnm56DGp.pdf

どうぞよろしくお願いいたします。

前 同 日

（通知人）

一般社団法人東京都外国人就労認定機構
理事長 加 藤 洋 司

外国人雇用管理士® 更新登録講習 受講申込書

＊下記手順に従い、項目は漏れなく記入及び添付（貼付）し、受講申込書を完成させてください。

1. 下記【申込規約】を確認・承諾した上でお申し込みください。

1－① 私は、外国人雇用管理士 更新登録講習に係る注意事項を確認・承諾しました。

1－② 私は、当該受講申込書に記載した事項の内容が、事実かつ正確であることを誓約します。

2. 下記に受講申込者情報を記入してください。

フリガナ		生年月日	S・H・R 年 月 日 生
氏名 (戸籍表記)		通称名 (外国籍の方)	
現住所 〒 都 道 府 県 ※合格番号不明の場合、合格番号は空白でご提出ください。			
合格番号	第 一 号	連絡先電話番号	
E メール	@		

3. 当団体規定に沿った証明写真を貼付してください。

証明写真 貼付欄 (簡単に剥がせる ように貼り付け)	証明写真 貼付欄 (簡単に剥がせる ように貼り付け)	証明写真【当法人規定】 ● <u>サイズ：縦3センチ x 横2.4センチ</u> ●背面に記名 ●無帽、正面、上半身、鮮明なカラー証明写真 ●6か月以内撮影 ●本人が確認できない写真は不可
---	---	---

4. 当法人指定の次の書類の写し（A4用紙）を同封してください。＊住民票の場合は原本提出。

自動車運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）・
健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証・在留カード・登録申請日より3か月以内に
発行された住民票（住民票はコピー不可。本籍と続柄が省略された本人のみ記載の住民票に限る。）
（＊いずれか1点。氏名の記載があり、かつ、郵便物・荷物を受け取る際に有効なものに限る。）

5. 受講者名と振込名義が違う場合、お支払いを証明できる書面のコピーを同封してください。

6. 現在お持ちの「外国人雇用管理士証」の写し（コピー）を同封してください。

当法人使用欄		
受領記録：	スキャン：	受付者：